

# 令和3年度三沢市結婚メモリアル助成金 Q & A

## 2. 対象世帯について

Q 2-1	令和3年4月1日より前に婚姻届を提出し、受理された場合は対象となりますか。
A	対象となりません。対象となるのは、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を受理された夫婦です。

Q 2-2	夫（妻）は三沢市に住民登録をしていますが、妻（夫）が県外に住民登録をしている場合は対象となりますか。
A	対象となりません。夫婦共に、婚姻届出時点から申請時点及び婚姻後も引き続き、上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村 <sup>*</sup> のいずれかに住民登録をしている必要があります。 ※三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町のこと

Q 2-3	夫婦共に申請時点では三沢市に住民登録をしていますが、申請直後転勤のため県外に引越予定の場合、対象となりますか。
A	対象となりません。申請後も引き続き上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村 <sup>*</sup> のいずれかに住民登録のある方が対象です。 ※三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町のこと

Q 2-4	再婚の場合は対象となりますか。
A	対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本助成金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがある（他の自治体含む）場合は、対象となりません。

Q 2-5	夫婦別世帯の場合は対象となりますか。
A	対象となりません。同一世帯となっている夫婦が対象であり、提出書類の「新婚世帯全員の住民票」で確認いたします。

Q 2-6	三沢市外の事業者で実施した際の要件として「婚姻前から夫婦共に三沢市民」とありますが、婚姻前とはいつ時点のことですか？
A	婚姻前とは「婚姻日の前日」のことを指します。三沢市民の方は、市役所で取得できる住民票の中で、「住民となった年月日」をご確認ください。